

## 「福井県道路交通法施行細則」の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

道路交通法の規定を受けて福井県道路交通法施行細則第14条第1号に軽車両の乗車人員が定められていますが、平成30年に自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づく自転車活用推進計画が策定され、タンデム自転車の乗車人員の制限の見直しについて、所要の検討を行うこととされました。

現行の規則では、タンデム自転車については、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路に限り、その乗車装置に応じた人員を乗車させることが可能でしたが、今回、この制限を見直し、タンデム自転車に運転者以外の者1人を乗車させる場合については、通行する道路に関する制限を設けない（軽車両が通行できない道路を除く。）こととするものです。

### 2 改正の概要

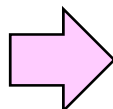
二輪または三輪の自転車に、運転者以外の者を乗車させることができる場合として、次の場合を加えます。

- タンデム自転車（二人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車装置に乗車させる場合



#### これまでの規則

現行の規則では、タンデム自転車に運転者以外の者1人を乗車装置に乗車させることができるのは、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路に限定されています。



#### 改正後の規則

県内の全ての公道（軽車両が通行できない道路を除く。）でタンデム自転車に運転者以外の者1人を乗車装置に乗車させることができます。